

写真 9-11-7

No. 7(道道 112 号あいの里跨線橋)

東

南東

南



春季
平成 20 年 5 月 16 日撮影



夏季
平成 20 年 9 月 5 日撮影



秋季
平成 23 年 10 月 13 日撮影



冬季
平成 24 年 2 月 17 日撮影

写真 9-11-8

No. 8 (篠路新川沿い雁来篠路連絡線)

北

北東

東



春季
平成 20 年 5 月 16 日撮影



夏季
平成 20 年 9 月 5 日撮影



秋季
平成 23 年 10 月 13 日撮影



冬季
平成 24 年 2 月 17 日撮影

写真 9-11-9

No. 9 (中野三番線)

西

北西

北

北東



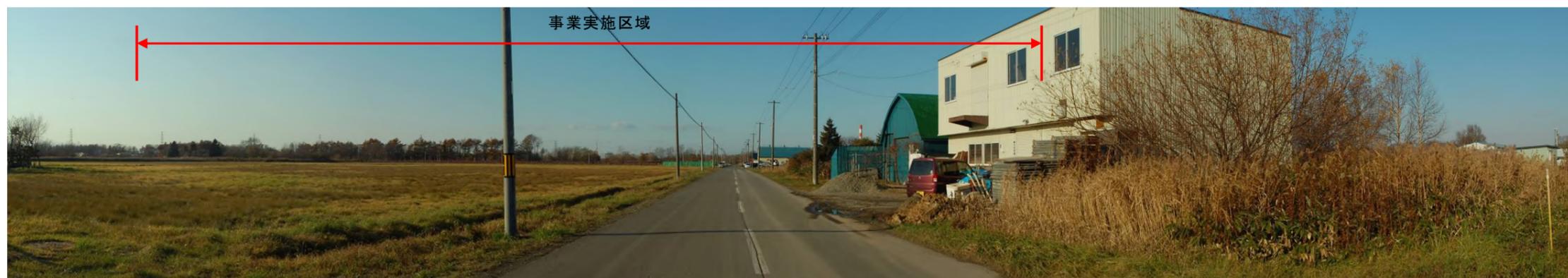
春季

平成 20 年 5 月 12 日 撮影



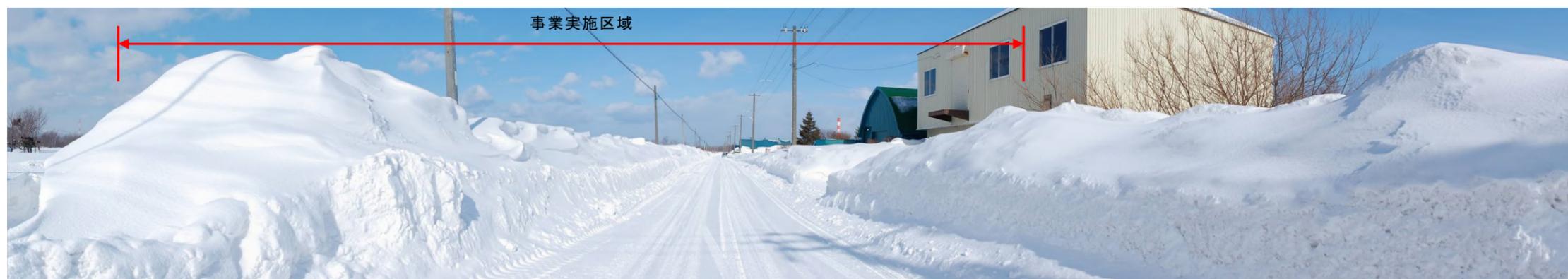
夏季

平成 22 年 7 月 13 日 撮影



秋季

平成 23 年 11 月 10 日 撮影



冬季

平成 24 年 2 月 22 日 撮影

写真 9-11-10
No. 10(道道 112 号札幌当別線)

北 北東 東



春季
平成 25 年 5 月 27 日撮影



夏季
平成 25 年 8 月 13 日撮影



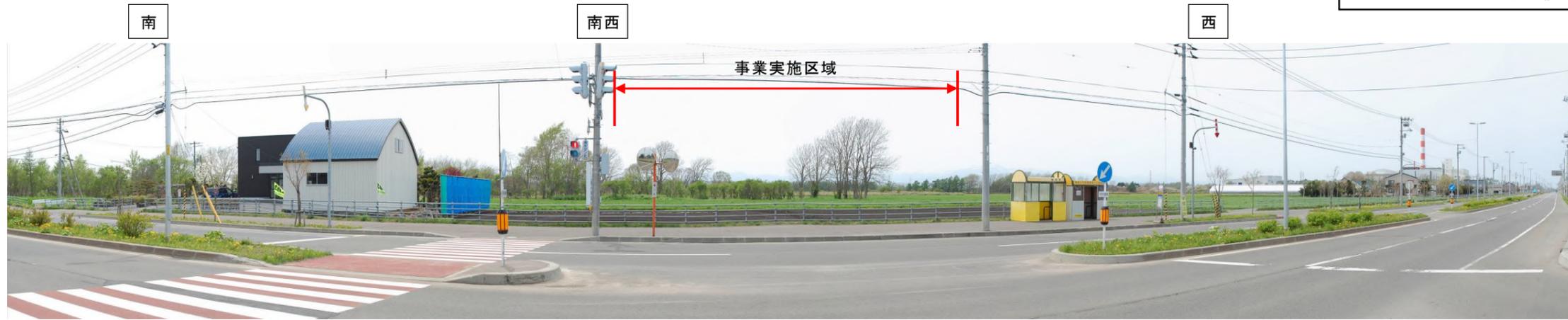
秋季
平成 25 年 10 月 22 日撮影



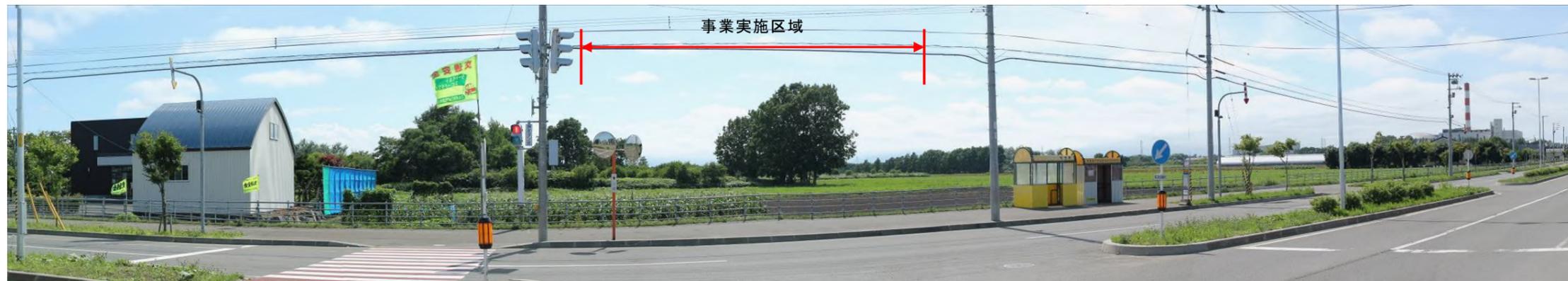
冬季
平成 25 年 2 月 12 日撮影

写真 9-11-11

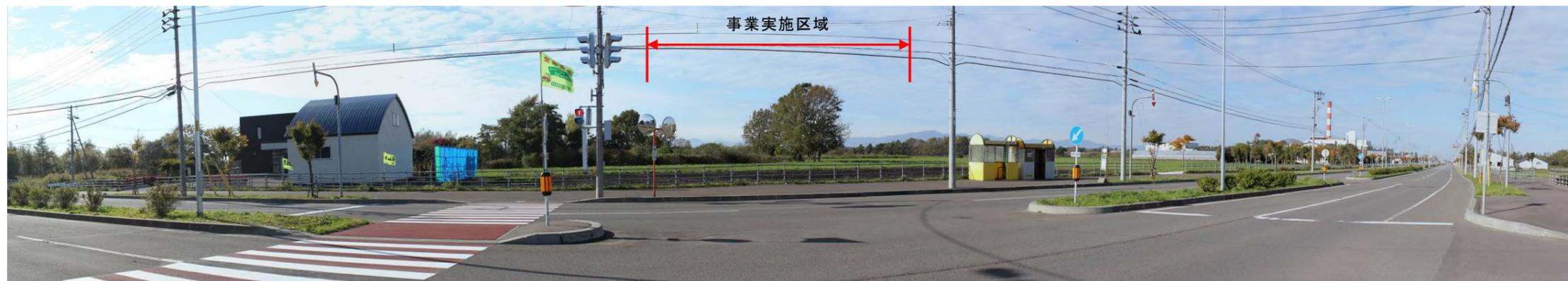
No. 11 (道道 128 号札幌北広島環状線)



春季
平成 25 年 5 月 27 日撮影



夏季
平成 25 年 8 月 13 日撮影



秋季
平成 25 年 10 月 22 日撮影



冬季
平成 25 年 2 月 12 日撮影

4. 予測手法

(1) 予測地域

予測地域の範囲は、調査の範囲と同地域とした。

(2) 予測時期

予測時期は、最終処分場の存在(供用)後定常状態になる時期とした。

(3) 予測方法

造成等の施工及び最終処分場の存在による、主要な眺望点及び資源の改変の程度、眺望景観の変化について予測した。

主要な眺望点及び景観資源の改変は、改変の有無及びその程度について、事業実施区域との重ね合わせにより予測した。

眺望景観の変化は、パノラマ合成した写真上に、埋立地を合成したフォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の有無及びその程度を予測した。なお、フォトモンタージュの作成は、事業実施区域が視認できる眺望点における代表的な季節を対象とした。

5. 予測結果

(1) 主要な眺望点及び景観資源の改変

主要な眺望点及び景観資源の改変に係る予測結果は、表 9-11-8 及び表 9-11-9 に示すとおりである。

主要な眺望点は、いずれも造成等の施工及び最終処分場の存在によって改変されないと予測された。

景観資源においても、造成等の施工及び最終処分場の存在によって改変されないと予測された。

表 9-11-8 主要な眺望点の改変に係る予測結果

主要な眺望点		事業実施区域からの距離	予測結果 (改変の有無及びその程度)
No. 1	モエレ沼公園 モエレ山山頂	約 2.0km	眺望点は改変されない。
No. 2	モエレ沼公園 プレイマウンテン山頂	約 1.5km	眺望点は改変されない。
No. 3	モエレ沼公園 ガラスのピラミッド屋上展望台	約 2.0km	眺望点は改変されない。
No. 4	丘珠空港 2階出発ロビー	約 3.8km	眺望点は改変されない。
No. 5	JR 学園都市線 あいの里教育大駅陸橋	約 1.8km	眺望点は改変されない。
No. 6	JR 学園都市線 あいの里教育大駅南側駅前通り	約 1.8km	眺望点は改変されない。
No. 7	道道 112 号 あいの里跨線橋	約 1.8km	眺望点は改変されない。
No. 8	篠路新川沿い 雁来篠路連絡線	約 1.8km	眺望点は改変されない。
No. 9	中野三番線	約 0.3km	眺望点は改変されない。
No. 10	道道 112 号 札幌当別線	約 0.6km	眺望点は改変されない。
No. 11	道道 128 号 札幌北広島環状線	約 0.8km	眺望点は改変されない。

表 9-11-9 景観資源の改変に係る予測結果

自然景観資源名	名称	事業実施区域からの距離	予測結果 (改変の有無及びその程度)
湖沼	モエレ沼	約 1.3km	景観資源は改変されない。
	ペケレット沼	約 3.5km	景観資源は改変されない。

出典：第 3 回自然環境保全基礎調査(自然環境情報図(胆振・石狩・空知))(環境庁 1998)

(2) 眺望景観の変化

眺望景観の改変に係る予測結果は、表 9-11-10 及び写真 9-11-12～写真 9-11-16 に示すとおりである。

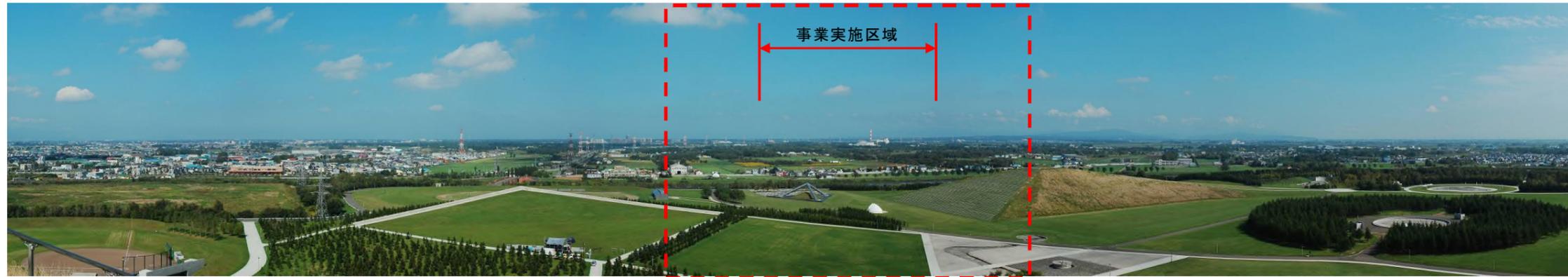
表 9-11-10 眺望景観の改変に係るの予測結果(1/2)

眺望点		予測結果	
		埋立地の視認の有無	眺望景観の改変の程度
No. 1	モエレ沼公園 モエレ山山頂	○	<ul style="list-style-type: none"> モエレ沼公園内で最も利用者の多い施設であることから、利用者が多い夏季の写真のフォトモンタージュを作成した(写真 9-11-12 参照)。 事業実施区域は、周辺の樹林地に紛れており、わずかに視認することができる程度である。 事業実施区域は、住宅地や樹林地、遠方の丘陵地からなるスカイラインを遮ることはなく、わずかに視認できる自然景観資源のモエレ沼を遮ることもない。 なお、他の季節においても、事業実施区域が視認できる範囲は同程度であり、眺望景観に与える変化も夏季と同程度かそれ以下であると考えられる。 以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響は極めて小さいと予測される。</u>
No. 2	モエレ沼公園 プレイマウンテン山頂	○	<ul style="list-style-type: none"> 高所から事業実施区域を望む眺望点の中で最も近い施設であることから、落葉により埋立地が視認されやすい冬季の写真のフォトモンタージュを作成した(写真 9-11-13 参照)。 事業実施区域は、周辺の樹林地に紛れており、わずかに視認することができる程度である。 事業実施区域は、住宅地や樹林地、遠方の丘陵地からなるスカイラインを遮ることはなく、眼下に広がる自然景観資源のモエレ沼を遮ることもない。 なお、他の季節においても、事業実施区域が視認できる範囲は同程度であり、眺望景観に与える変化は冬季と同程度かそれ以下であると考えられる。 以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響は極めて小さいと予測される。</u>
No. 3	モエレ沼公園 ガラスのピラミッド 屋上展望台	○	<ul style="list-style-type: none"> モエレ沼公園内で最も利用者の多い施設であることから、利用者が多い春季の写真のフォトモンタージュを作成した(写真 9-11-14 参照)。 事業実施区域は、篠路清掃工場の手前の樹林地の中にわずかに視認することができる程度である。 事業実施区域は、樹林地や遠方の丘陵地から構成されるスカイラインを遮ることはない。 なお、他の季節においても、事業実施区域が視認できる範囲は同程度であり、眺望景観に与える変化も春季と同程度かそれ以下であると考えられる。 以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響は極めて小さいと予測される。</u>
No. 4	丘珠空港 2階出発ロビー	×	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域は、空港滑走路の後背に広がる住宅地等により遮られ視認することはできない(写真 9-11-4(前掲)参照)。 以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響はないと予測される。</u>

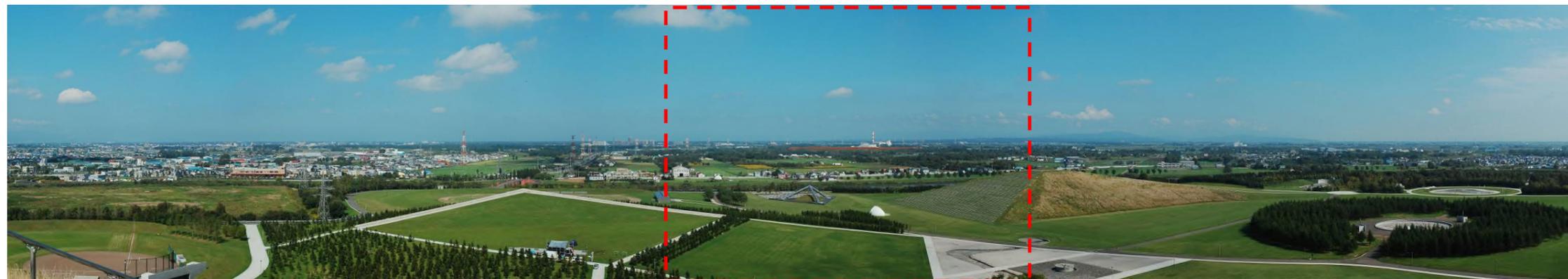
表 9-11-10 眺望景観の改変に係るの予測結果 (2/2)

眺望点		予測結果	
		埋立地の視認の有無	眺望景観の改変の程度
No. 5	JR 学園都市線 あいの里教育大駅 陸橋	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域は、眼前に広がる住宅地により遮られ視認することはできない(写真 9-11-5(前掲)参照)。 ・以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響はないと予測される。</u>
No. 6	JR 学園都市線 あいの里教育大駅 南側駅前通り	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域は、眼前に広がる住宅地により遮られ視認することはできない(写真 9-11-6(前掲)参照)。 ・以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響はないと予測される。</u>
No. 7	道道 112 号 あいの里跨線橋	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域は、眼前に広がる樹林地により遮られ視認することはできない(写真 9-11-7(前掲)参照)。 ・以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響はないと予測される。</u>
No. 8	篠路新川沿い 雁来篠路連絡線	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域は、眼前に広がる樹林地により遮られ視認することはできない(写真 9-11-8(前掲)参照)。 ・以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響はないと予測される。</u>
No. 9	中野三番線	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本眺望点は事業実施区域周辺に住む人の生活道路であり、事業実施区域は地域住民にとっては常に目にする構造物となることから、落葉により埋立地が視認されやすい秋季の写真のフォトモンタージュを作成した(写真 9-11-15 参照)。 ・事業実施区域は、防風林や宅地によりその一部は遮蔽されるが、防風林の樹高が低い箇所や林分の切れ目がある道路の進行方向周辺はスカイラインを遮り、眺望景観に変化を与えることになる。 ・なお、他の季節においても、事業実施区域が視認できる範囲は同程度であり、眺望景観に与える変化は秋季以下であると考えられる。 ・以上のことから、<u>最終処分場の存在は眺望景観へ影響を及ぼす可能性がある</u>と予測される。 ・ただし、現在の事業計画では最終処分場の存在(供用)後定常状態になるのは約 30 年後とされており、現況で樹高が低い樹木も成長し、事業実施区域を遮蔽することが期待される。
No. 10	道道 112 号 札幌当別線	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本眺望点は事業実施区域周辺に住む人の生活道路であり、事業実施区域は地域住民にとっては常に目にする構造物となることから、落葉により埋立地が視認されやすい秋季の写真のフォトモンタージュを作成した(写真 9-11-16 参照)。 ・事業実施区域は、その大部分は防風林等の樹林により遮蔽されており、わずかに視認することができる程度である。 ・なお、他の季節においても、事業実施区域が視認できる範囲は同程度であり、眺望景観に与える変化は秋季以下であると考えられる。 ・以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響は極めて小さい</u>と予測される。
No. 11	道道 128 号 札幌北広島環状線	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域は、眼前に広がる樹林により遮られ視認することはできない(写真 9-11-11(前掲)参照)。 ・以上のことから、<u>最終処分場の存在による眺望景観への影響はないと予測される。</u>

写真 9-11-12
No. 1 (モエレ沼公園モエレ山山頂)



現況(夏季)
平成 20 年 9 月 5 日撮影



予測結果
(フォトモンタージュ)



現況(夏季)
[上写真赤枠内拡大]

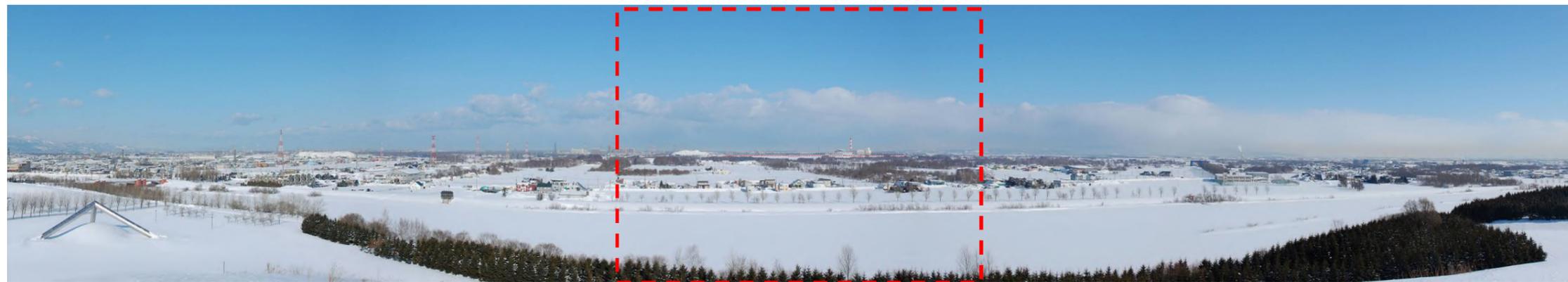


予測結果(フォトモンタージュ)
[下写真赤枠内拡大]

写真 9-11-13
No.2(モエレ沼公園プレイマウンテン山頂)



現況(冬季)
平成24年2月22日撮影



予測結果
(フォトモンタージュ)

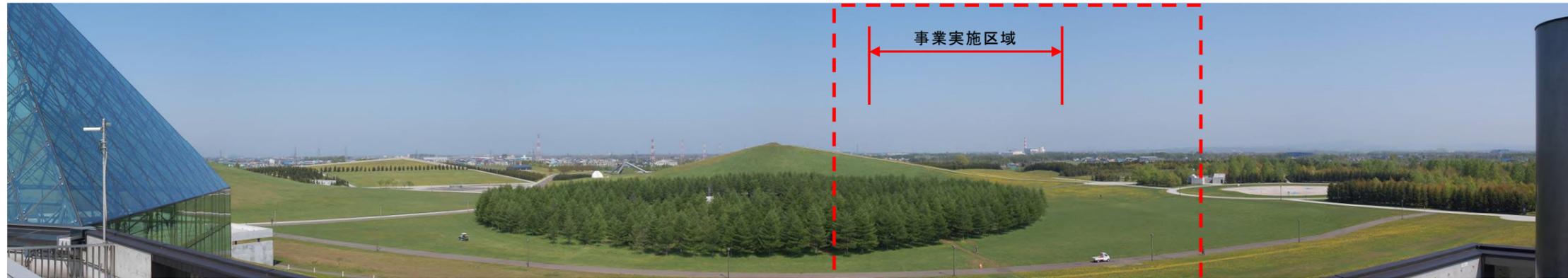


現況(冬季)
[上写真赤枠内拡大]



予測結果(フォトモンタージュ)
[下写真赤枠内拡大]

写真 9-11-14
No.3(モエレ沼公園ガラスのピラミッド屋上展望台)



現況(春季)
平成20年5月16日撮影



予測結果
(フォトモンタージュ)



現況(春季)
[上写真赤枠内拡大]



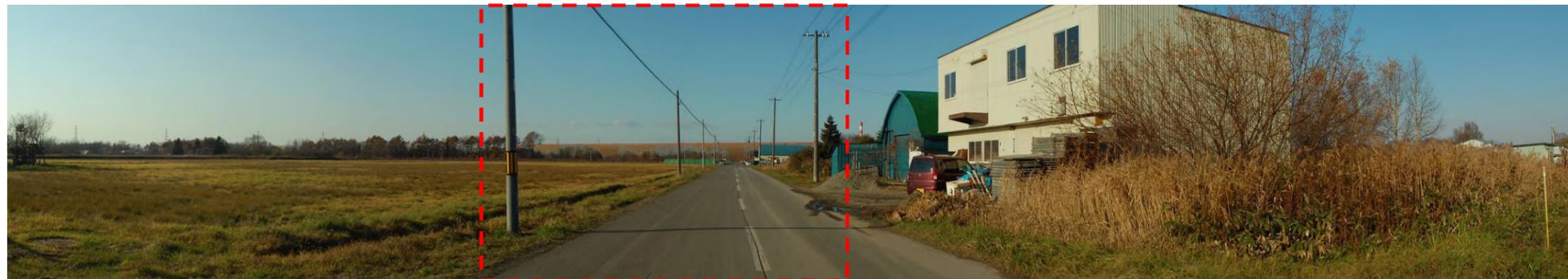
予測結果(フォトモンタージュ)
[下写真赤枠内拡大]

写真 9-11-15

No. 9 (中野三番線)



現況(秋季)
平成 23 年 11 月 10 日撮影



予測結果
(フォトモンタージュ)

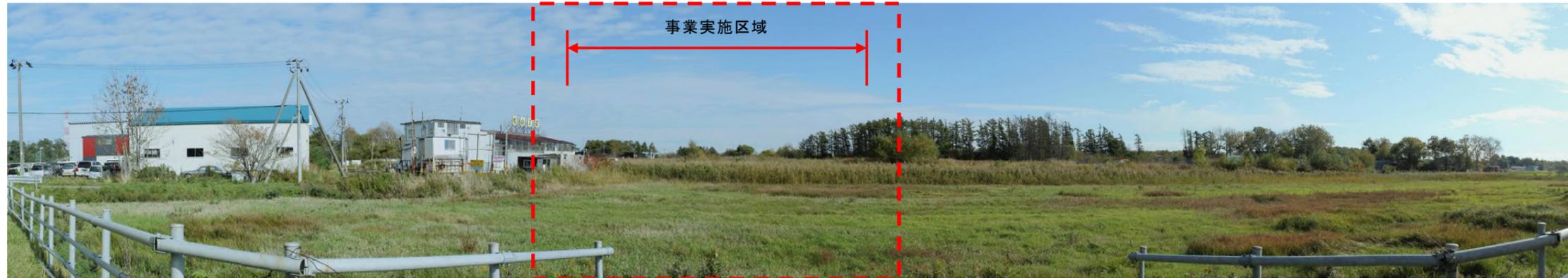


現況(秋季)
[上写真赤枠内拡大]



予測結果(フォトモンタージュ)
[下写真赤枠内拡大]

写真 9-11-16
No. 10(道道 112号札幌当別線)



現況(秋季)
平成 25 年 10 月 22 日撮影



予測結果
(フォトモンタージュ)



現況(秋季)
[上写真赤枠内拡大]



予測結果(フォトモンタージュ)
[下写真赤枠内拡大]

6. 環境保全措置

(1) 環境保全措置の検討

概況把握区域における主要な眺望点及び景観資源は、いずれも最終処分場の存在による影響はないと予測された。

しかし、眺望景観については、事業実施区域から最も近い中野三番線(No.9)において、最終処分場の存在は影響を及ぼす可能性があるとして予測された。

この眺望点からの景観に対する環境保全措置としては、植栽による修景が考えられる。樹種、配置、方法等の植栽計画については、事業計画から環境保全措置を講じる必要が生じる時期に行うこととする。

ただし、現在の事業計画では最終処分場の存在(供用)後定常状態になるのは約30年後とされている。現況では樹高が低い防風林も、最終処分場の存在後までには埋立地が遮蔽される程度に成長することが期待される。現在樹高15m程度のカラマツは、約30年後には25mにまで生長することが知られている^{※1}。シラカンバは、樹齢30年頃までは伸長速度が速く、樹高は20m～25mまで生長するとされている^{※2}。

(2) 検討結果の検証

上記に示した環境保全措置は、事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできるだけ低減されると考えられる。ただし、最終処分場が存在するのが約30年後であるため、現況の防風林の木々の生長によって自然遮蔽されることも期待される。

(3) 検討結果の整理

環境保全措置の検討結果を表9-11-11に整理するとともに、その措置に対して検証をおこなった。

表 9-11-11 環境保全措置の検討結果の整理及び検証

環境保全措置	植栽による修景(低減)
実施主体	事業者
実施時期	事業計画から環境保全措置を講じる必要が生じる時期
保全措置の効果	植栽により埋立地を遮蔽することで、眺望景観に与える影響を緩和させることができる。

※1:「エゾマツ人工林の成長予測」(石橋ほか2011;日林北支論59)
「カラマツ人工林の成長と立地要因の関係」(山根ほか1990;北海道林業試験場研究報告第28号)
「ヒノキおよびカラマツ人工林の長伐期施業に関する研究
-長期育成循環施業に対応する森林管理技術の開発-」(片倉ほか2005;長野県林総セ研報第19号)
※2:「現代の林学10 造林学」(文永堂出版)

7. 事後調査

予測は、最終処分場の存在による主要な眺望点及び景観資源の改変、眺望景観の変化について、事業実施区域との重ね合わせやフォトモンタージュの作成に基づいて行っていることから、予測の不確実性は小さいと考えられる。

以上のことから、景観については、事後調査は実施しないものとする。

8. 評価

最終処分場の存在により眺望景観に及ぼす影響が予測された眺望点については、必要に応じて植栽による修景といった環境保全措置を講じることとしている。このことから、景観への影響は事業者の実施可能な範囲内で低減されると評価する。